

## 令和4年白老町議会議案説明会会議録

令和4年9月2日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時08分

---

### ○議事日程

1. 白老町議会定例会9月会議議案説明
- 

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会9月会議議案説明
- 

### ○出席議員（14名）

1番 久保一美君	2番 広地紀彰君
3番 佐藤雄大君	4番 貳又聖規君
5番 西田祐子君	6番 前田博之君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 吉谷一孝君	10番 小西秀延君
11番 及川保君	12番 長谷川かおり君
13番 氏家裕治君	14番 松田謙吾君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
企画財政課長	大塩英男君
産業経済課長	工藤智寿君
町民課長	久保雅計君
建設課長	瀬賀重史君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	山本康正君
子育て支援課長	渡邊博子君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	伊藤信幸君
消防長	後藤悟君
病院事務長	村上弘光君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	本間 力 君
主 査	八木橋 直 紀 君

---

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） これより令和4年定例会9月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

---

○議長（松田謙吾君） 定例会9月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算3件、条例の一部改正3件、条例の廃止1件、指定管理者の指定1件、人事2件、認定4件、報告7件、合わせて21件であります。

順次、議案の説明をいただきます。日程第1、報告第1号 専決処分の報告について（令和4年度白老町一般会計補正予算（第5号））の議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてであります。

議案書、報1-2をお開きください。このたび専決処分により予算の補正をさせていただきました、令和4年度の白老町一般会計補正予算（第5号）は1,857万5,000円を追加し、総額を110億2,722万9,000円とするものでございます。

歳出から説明いたしますので8ページをお開きください。9款消防費、1項4目災害対策費1,857万5,000円の増額補正でございます。8月16日、前線を伴う低気圧の影響により大雨と洪水の警報が白老町に発令され、町内各地において大雨による道路の冠水などの災害が発生しました。主な災害箇所等についてであります。東萩野地区の道路の冠水処理、竹浦地区旧幌内福祉館の通路洗掘復旧、白老霊園森野排水路決壊復旧など、合計18か所の災害応急処置を実施したものでございます。災害応急作業の委託料803万4,000円、重機借上料721万9,000円、災害復旧用の原材料費332万2,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので7ページにお戻りください。前年度繰越金1,857万5,000円であります。歳出の財源といたしまして、前年度繰越金を全額充当するものでございます。

報告第1号の説明につきましては以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第6号）の議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） それでは、議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算

(第6号)の説明をさせていただきます。議案書、議1-1を御覧ください。このたびの補正予算は、歳入歳出それぞれ2億7,951万4,000円を追加し、総額を113億674万3,000円とするものでございます。2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、3ページの2、歳出につきましては記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

続きまして4ページをお開きください。「第2表 債務負担行為補正」でございます。債務負担行為の補正の追加でございますが、白老駅北観光商業ゾーンの指定管理者の指定については、この後、議案第8号にて説明いたしますが、当該施設の指定管理の期間を令和5年度から令和8年度までの4年間とするもので、限度額は各年度予算に定めるものでございます。

続きまして5ページ、「第3表 地方債補正」につきましては記載のとおりでございます。内容につきましては歳出で説明申し上げます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明させていただきますので、14ページ、15ページをお開きください。2款総務費、1項7目財産管理費、(1)、町有林管理事業50万円の増額補正でございます。本年、4月からの雨による影響により町有林作業道の補修が必要になったことから、道路維持補修委託料と重機借上料を計上するものでございます。財源は全額ふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金を充当いたします。

続きまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)、介護サービス提供基盤等整備事業4,285万6,000円の新規計上でございます。地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備促進を目的とした、北海道の介護サービス提供基盤等整備事業費交付金を活用いたしまして、町内のグループホームが施設整備等に要する経費を町経由で事業者に補助するものでございます。財源は全額道補助金社会福祉施設整備補助金を充当いたします。

続きまして、3目身体障害者福祉費、(1)、障害者自立支援給付経費17万3,000円の増額補正でございます。障害児の育成医療費に係る経費が当初予算を上回る見込みであることから、増額するものでございます。財源は国庫支出金、障害者医療費負担金8万6,000円、道支出金、障害者医療費負担金4万3,000円、一般財源4万4,000円を充当いたします。続きまして(2)、地域生活支援事業経費53万9,000円の増額補正でございます。地域生活支援事業の一つであります、移動支援事業の利用者が増加し、当初予算を上回る見込みであることから、事業委託料11万4,000円、また国の方針に基づき、障害者福祉システムの改修が必要になったことから、業務委託料42万5,000円を計上するものでございます。財源は国庫支出金、地域生活支援事業補助金3万5,000円、障害者総合支援事業費補助金21万2,000円、道補助金、地域生活支援事業補助金2万1,000円、一般財源27万1,000円を充当いたします。

次のページになります。8目アイヌ施策推進費、(1)、多機能型生活館整備事業873万1,000円の減額補正です。委託料は白老生活館改築実施設計業務委託料の入札差金の整理により1,122万円の減額、工事請負費248万9,000円は旧白老生活館解体に係る屋外給水管及び駐車場アスファルト舗装等の撤去に伴う工事費の増額に伴い計上するものでございます。財源は国庫支出金、アイヌ政策推進交付金751万4,000円、一般財源121万7,000円の減でございます。

続きまして、2項2目児童措置費、(1)、子育て世帯臨時特別給付金事業134万1,000円の

増額補正でございます。令和3年度に実施しました同事業における交付を受けた国庫支出金の不用額134万1,000円を返還するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、4目児童福祉施設費、(1)、認定こども園運営等経費413万8,000円の増額補正でございます。国のコロナ克服新時代改革のための経済対策に基づき、本年2月から実施しております保育士、幼稚園教諭等の処遇改善について、本年10月から来年3月までについても措置が講じられることから、必要な経費を計上するものでございます。財源は国庫支出金、子どものための教育保育給付費負担金204万8,000円、道支出金、子どものための教育保育給付費負担金104万4,000円、一般財源104万6,000円を充当いたします。続きまして(2)、保育士等処遇改善事業61万6,000円の増額補正でございます。(1)の認定こども園運営等経費同様、国のコロナ克服新時代改革のための経済対策による公立保育園、はまなす保育園の保育士と児童クラブ支援員等の処遇改善につきまして、本年10月から来年3月までについても措置が講じられることから、必要な経費を計上するものでございます。財源は国庫支出金、子ども・子育て支援交付金12万4,000円、道支出金、子ども・子育て支援交付金12万4,000円、一般財源36万8,000円を充当いたします。

続きまして、4款環境衛生費、1項3目予防費、(1)、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業3,162万3,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチンを使用した追加接種につきまして、国から実施することを想定した準備を進めるよう通知があったことから、本町におきましても迅速に対応ができるよう接種に係る経費を計上するものでございます。財源は全額国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金を充当いたします。続きまして(2)、新型コロナウイルスワクチン接種事業2,165万円の増額補正でございます。ワクチン接種体制確保事業同様、ワクチンの追加接種に向けて医師の謝礼金及びワクチン接種委託料を計上するものでございます。財源は全額国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を充当いたします。

次のページ、4項1目病院事業費、(1)、国民健康保険病院事業会計繰出金等(病院改築事業分)、金額の増減はございませんが、事業費の振り分けでございます。町立病院改築事業に関わる基本設計により、病院改築分と介護医療院分の割合が明確になったことから、病院改築分から介護医療院整備事業分へ事業費1,576万6,000円を振り分けるものでございます。

続きまして、6款農林水産業費、1項1目農業委員会費、(1)、業務効率化支援事業15万2,000円の新規計上でございます。農業経営基盤強化促進法が改正され、今後農業者の高齢化や人口減少が本格化する中、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を策定することが盛り込まれており、さらにその計画策定についてはデジタル技術を活用することとされていることから、備品購入費として新たにタブレット2台を購入するとともに、タブレット導入に伴う通信運搬費、保守点検委託料など関係する経費を計上するものでございます。財源は道補助金、農地集積集約化等対策事業費補助金6万1,000円、農地利用最適化交付金2万3,000円、一般財源6万8,000円を充当いたします。

次のページを御覧ください、9款消防費、1項1目常備消防費、(1)、救急活動経費 31万4,000円の増額補正でございます。救急自動車のエンジン付近から異音が発生し、メーカーにおいて点検したところ、オルタネーター、自動車における発電機でございますが、このオルタネーターの故障が判明したことから、修理に必要な経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。続きまして(2)、職員訓練研修経費 28万6,000円の増額補正でございます。追加募集により採用した消防職員1名分の北海道消防学校初任教育入校に伴う経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、10款教育費、4項2目公民館費、(1)、地区公民館非接触型システム導入事業(交付金事業) 199万7,000円の新規計上でございます。令和5年4月1日以降、地区公民館である萩野公民館、竹浦コミセン、虎杖浜公民館の貸館業務については、予約方法を教育委員会において一元管理をし、会場施錠管理を利用者が暗証番号を入力して行う方式に変更するため、暗証番号式施錠装置等の取り付けに要する経費及び3公民館のセキュリティを強化するため、防犯カメラを設置する経費を計上するものでございます。なお、この方式を導入することにより対面による鍵の受け渡しがなくなり、新型コロナウイルス感染症対策につながることから、財源は全額地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスの交付金を充当いたします。

続きまして、4目文化財保護費、(1)、文化財施設管理経費 7万5,000円の増額補正でございます。陣屋資料館における刈払機を購入するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、6目高齢者学習センター費、(1)高齢者学習センター管理運営経費 5万円の増額補正でございます。山本光子様より高齢者学習センターに対する指定寄附 5万円があったことから、この寄附金を財源として高齢者学習センターの石油ストーブ 2台を購入するための経費を計上するものでございます。

次のページを御覧ください。6項1目しらおい食育防災センター管理運営費、(1)、しらおい食育防災センター運営経費 36万9,000円の増額補正でございます。修繕料の増額でございますが、修繕箇所が3か所あり、まず1つ目が食器洗浄機のポンプ本体が経年劣化による腐食により洗浄時に異物がすることから、ポンプを交換するものでございます。2つ目が合併浄化槽の排水ポンプのスイッチが経年劣化により作動しないことによる交換、3つ目が室内の換気扇の電動シャッターが経年劣化により作動しない状況にあることから、シャッターの取替えに要する経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。続きまして(2)、配管改修事業 28万1,000円の増額補正でございます。蒸気の配管取替えと、蒸気回転釜のバルブ交換工事に要する経費の計上ではありますが、いずれも経年劣化により蒸気漏れが発生しており危険な状況にあることから取替え、交換を実施するものでございます。財源は全額公共施設等整備基金繰入金を充当いたします。

続きまして、14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)、各種基金積立金 1億8,128万5,000円の増額補正でございます。町債管理基金積立金の積増分 1億6,000万円は、令和3年度決算剰余金の処分でございます。決算剰余金 3億893万7,000円の2分の1を下回らない金額を

町債管理基金積立金に1億6,000万円積み増しするという内容でございます。次に、ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金2,128万5,000円は、4月から7月までの4か月分の指定寄附金4,255万4,000円のうち、おおむね2分の1を積み立てるものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。6ページにお戻りください。12款地方交付税、1項1目地方交付税、普通交付税9,757万3,000円の増額補正でございます。7月の普通交付税算定において交付税額が決定いたしました。税額は34億4,757万3,000円、当初予算比で9,757万3,000円の増となったことから、これを増額補正するものでございます。当初予算の積算額との比較におきましては、基準財政収入額が町民税の過少見積りにより約5,300万円の増となったものの、基準財政需要額が公債費の増及び臨時財政対策債相当額、約1億1,000万円の減などで、約1億5,700万円の増になったものでございます。一方、臨時財政対策債は当初予算比較で1億1,079万5,000円減の7,920万5,000円となったことから、減額補正をするものでございます。なお、臨時財政対策債発行可能額と地方交付税を合わせた実質的な交付税は、予算対比で約1,300万円の減、対前年比で約1億7,300万円の減でございます。この要因といたしましては、基準財政収入額の増加があり、この収入額が増加すると交付税というのは落ちる内容になってございますが、基準財政収入額が増加したことと、国勢調査人口の減少に伴うものということで、昨年度はこの国勢調査人口の急減補正がかけられていたのですけれども、その急減補正が令和4年度は若干緩和されたといえますか、人口減少に伴う減額という形での影響と捉えているところでございます。

続きまして10ページ、11ページをお開きください。21款繰越金、1目繰越金、前年度繰越金1億7,618万7,000円の計上でございます。歳出総額に対する歳入不足として計上するものでございます。これにより繰越金の留保額は、専決処分による補正予算（第5号）を合わせまして7,534万4,000円となるものでございます。

次のページをお開きください。23款町債、3目環境衛生費、1節病院債でございます。歳出で説明したとおり、地方債につきましても介護医療院整備分として1,290万円を病院改築事業から振り分けるものでございます。

続きまして、6目臨時財政対策債でございます。先ほど説明いたしましたとおり、普通交付税算定結果に基づき減額補正をするものでございます。

議案第1号の説明は以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。15ページ、3款民生費、(1)、介護サービス提供基盤等整備事業4,285万6,000円についてであります。これは北海道より全額補助ということで、私ども市町村にとっては大変ありがたい、使い勝手のよろしい補助金なのかと感じたものでありますが、この補助金の制度概要について伺いたいと思います。まず、市町村におけ

るこの限度額です。幾らということが定まっているのか。それと、具体的にどのようなものが対象となるのかということ。それから、この補助金が今回補正で上がったということは、本年度新設されたものであると私は受けとめたのですが、この補助金の設定時期について伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 介護サービス提供基盤等整備事業交付金の概要でございますが、こちらにつきましては介護保険、それぞれの市町村の介護保険事業計画に記載されている施設の新設等が対象になるということになりますので、あくまでも計画に載っていなければ対象にならない。それからそれぞれ施設に応じて基準額が決まっております。今回、社会福祉法人優和会さんがグループホームかしわを増床いたしますが、そちらの基準額が1施設3,360万円と決まっております。小規模な介護老人保健施設ですと5,600万円とか、それぞれ基準額が決まっておりますので、その基準額に従って交付されると。市町村に対して特に上限というのは定められていませんが、計画に載っていなければできないことになります。今回の内容について説明いたしますが、4,285万6,000円のうち、優和会さんのグループホームかしわの増床におきましては3,360万円になります。それに伴いまして施設の開設準備支援事業の経費も対象になりまして、今回定員9名のワンユニットが増床になりますので、基準額が83万9,000円掛ける9名分の755万1,000円をこの増床に対しての準備経費でみております。

それからもう一つ、計画になくても可能なのですが、グループホームいたどり、これは天寿会さんのグループホームになりますが、こちらのほうで新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合に、介護施設等における簡易陰圧装置、陰圧ということでテントのようなもので新型コロナウイルスが飛散しないようにテントで覆うという、その整備をするということで170万5,000円、合わせてこの金額となっております。

グループホームかしわの増床の事業については、これから工事を進めると聞いておりますので、5年度の開設を目指しているということで聞いております。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 13番、氏家です。23ページ、(1)、地区公民館非接触型システム導入事業について伺いたいのですが、これは令和5年度からの運用ということで、暗証番号形式にして管理をしていくという話だと思うのですが、これについては指定管理者等への説明、管理業務の変化についての説明等はもう行われているのか確認したいと思います。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） 萩野公民館は指定管理ということで管理運営委員会に管理運営を担っていただいておりますが、こちらへの事前説明につきましては、これまでも何度か委員会の皆様、役員の皆様にも説明をさせていただきながら対応しております。当然、これからこの補正が通った後の部分でいきますと、またさらに取り扱いの変更点とか詳細について引き続き説明しながら来年4月を迎えたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 氏家です。伊藤生涯学習課長から話があったとおり、私もその辺の状況は分かっているのですが、なかなか管理運営委員会の方々には理解しきれていない部分があるように私は受けとめていますので、今後こういった管理が変わっていくということだけは早い時期にしっかり説明していただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） 私どもも資料も持ちながら管理運営委員会の会議の中に出向いて、しっかり不安を解消しながら進めていけるように対応していきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議2-1をお開きください。議案第2号でございます。令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,355万2,000円とする補正でございます。

2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。2款保険給付費、2項2目高額介護合算療養費につきましては、高額介護合算療養費の予算執行額が当初予算計上額20万円を上回る見込みとなりましたことから、今後の所要見込み額として20万円を増額計上するものでございます。なお、財源につきましては道支出金の保険給付費等交付金の普通交付金を全額充当するものでございます。

次に、歳入でございます。4ページにお戻りください。3款道支出金、1項1目保険給付費等交付金は、歳出でも説明申し上げたとおり、20万円の増額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 議 3－1 をお開き願います。議案第 3 号でございます。令和 4 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

まず、収益的収支の予定額でございます。第 1 款の病院事業収益につきましては、既決予定額 9 億 520 万 5,000 円に 1,288 万円を追加し、9 億 1,808 万 5,000 円と増額補正する内容でございます。

第 1 款の病院事業費用につきましては、既決予定額 9 億 520 万 5,000 円に 853 万 4,000 円を追加し、9 億 1,373 万 9,000 円と増額補正する内容でございます。

次に、資本的収支の予定額でございますが、資本的収入、資本的支出ともに予算額の増減はありませんが、病院改築事業に伴い予算科目の節区分を事業目的別に振り分けして表記する内容でございます。

次に、議 3－2 と 3－3 でございます。令和 4 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算実施計画書につきましては記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次に、議 3－4 でございます。増額補正予算の内容について順に説明申し上げます。まず、下段の表の収益的支出を御覧ください。増額補正の内容につきましては大きく分けて 2 点ございます。1 点目は病院改築事業に伴う敷地内医師住宅解体による常勤医師 3 名の町内移転費用、2 点目は病院改築事業に伴う支障物の撤去と既存病院へのケーブル等、引き回しに必要な架設工事費用でございます。

まず、1 点目の医師住宅解体による常勤医師 3 名の町内移転費用でございます。病院改築に先行しまして 10 月以降、3 人の常勤医師の住宅を含む病院敷地内の住宅全 10 棟について解体し、新たな医師住宅の建設は実施しないこととなっております。3 人の常勤医師につきましては、いずれも病院から 800 メートルから 1,500 メートルの近距離に民間住宅を賃貸し、9 月中に引越しを済ませ移転することとなっております。これまでの敷地内の医師住宅と同様、移転先の住宅においても救急患者や入院及び施設等の急変患者対応に向けた緊急時オンコール呼び出し等における待機宿舎という意味合いもあることから、移転先の住宅については一括して町立病院で借り上げた上で 3 人の常勤医師へお貸しするというものでございます。なお、3 人の常勤医師の転居費用として、移転先住宅の清掃手数料として手数料 20 万 7,000 円、移転先住宅の火災保険料として保険料 6 万 5,000 円、移転先住宅の 9 月から 3 月までの借り上げ料金として賃借料 158 万 5,000 円、移転先住宅までの引越し費用として雑費 82 万 3,000 円、合計 268 万円の計上となっております。

次に、2 点目の病院改築事業に伴う支障物の撤去と既存病院へのケーブル等の引き回しに必要な架設工事費用でございます。病院改築事業につきましては現在基本設計を終え、実施設計に入る段階でございますが、来春から始まる工事前に病院敷地内に建っている建設工事における支障物として北海道電力と N T T の電柱及びケーブル等を町側の責任で撤去と移設工事を実施する必要があります。このたびの撤去工事費用として工事請負費 396 万 1,000 円、北海道電力の電気線及び N T T の電話線の移設補償金として補償費 189 万 3,000 円、合計 585 万 4,000 円の計上となっております。なお、先ほどの常勤医師の転居費用 268 万円と合わせて 853 万

4,000 円の増額補正となっております。

次に、上段の表の収益的収入を御覧ください。入院収益については、10月に導入予定となっております地域包括ケア病床を見込み、一般病床から地域包括ケア病床に転換することが確実な年間368人を想定する患者数の医業収益の増収益を見込み、年間1,288万円の増額補正となっております。

次に、議3-5でございます。上段の資本的収入を御覧ください。このたびの病院改築事業に伴い地方債の借入を予定するものでございますが、当初病院改築分に一本化していた起債の借入額について、病院改築事業分と介護医療院整備事業分として振り分ける必要が生じたことから、当初予算における一般会計出資金6,805万4,000円を事業用地取得分216万2,000円、病院改築事業分5,012万6,000円、介護医療院整備事業分1,576万6,000円と予算科目による節区分を振り分けて表記するものでございます。企業債5,410万円につきましても、病院改築事業分4,120万円、介護医療院整備事業分1,290万円と節区分を振り分けて表記するものでございます。

最後に、下段の資本的支出を御覧ください。資本的収入と同様、2目施設整備費1億1,999万2,000円について、病院改築事業分9,132万6,000円、介護医療院整備事業分2,866万6,000円と節区分を振り分けて表記するものでございます。

以上で議案内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第4号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議4-1をお開きください。議案第4号であります。白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

最初に議案説明であります。議4-5をお開きください。令和4年6月17日人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正等が行われ、育児休業の取得回数の制限の緩和等が実施され、令和4年10月1日より施行されることから、本町においてもこれに準じて改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは次のページ、議4-11、議案第4号の説明資料になります。白老町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の概要でございます。2の改正の概要から説明します。

まず、(1)、非常勤職員の育児休業取得に係る改正。ア、子の出生の日から57日間以内の育児休業の取得要件の緩和。改正内容といたしましては、「子が1歳6か月に達する日」以降に、同一任命権者において任用される可能性がある場合に取得可能なところ、「子の出生の日から

57 日間の期間の末日から 6 月を経過する日」において同一任命権者に任用される可能性がある場合において育児休業の取得が可能になるというものでございます。以下は現行と改正後の比較の図面になってございます。

次のページになります。イ、子が 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化ということで、①、子が 1 歳から 1 歳 6 か月に達する日までの期間または 1 歳 6 か月から 2 歳に達する日までの期間において、1 歳到達日の翌日または 1 歳 6 か月到達日の翌日からしか取得できなかったものが、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前でも育児休業開始日とすることができるとし、各期間途中で夫婦の間で交代するといった取得の方法も可能になるというものでございます。以下は現行と改正後の比較の図面になってございます。図面の下側に②とありますが、②は再度の育児休業を取得する場合の育児休業等計画書の申出の改正でございまして、現行では育児休業の取得回数は、同一の子について原則として 1 回としていまして、育児休業の承認の請求の際、育児休業により子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出て、この育児休業の終了後 3 か月以上の期間を経過すれば、再度育児休業を取得することができるというものでございましたが、改正後については育児休業の取得回数制限が緩和され、原則 2 回まで育児休業を取得することができるようになることから、育児休業等計画書の仕組みは削除されることになってございます。

続きまして、3、施行日については、令和 4 年 10 月 1 日で予定してございます。その下の囲みの部分でございませけれども、こちらは参考といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の内容を記載してございます。改正の内容につきましては、育児休業の取得回数の改正によりまして、出生から 8 週間と、その後 3 歳までのそれぞれの期間において、現行が原則 1 回であった育児休業の取得回数が改正後は原則 2 回取得することが可能になるというものでございます。

議 4－4 にお戻りください。附則でございませ。

(施行期日)

1、この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 11 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用につきましては、なお従前の例によるというものでございます。

以上で議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 4 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 4 号の議案説明を終わります。

日程第 6、議案第 5 号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一

部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） 議案第5号について説明させていただきます。議5-1をお開き願います。議案第5号です。白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議5-4をお開き願います。議案説明となります。「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が制定され、長期優良住宅の認定対象が拡大し、及び登録住宅性能評価機関の活用による認定手続きの変更に伴い、その一部を所管行政庁である白老町が行うこととされたことから、当該認定に係る手数料を新たに定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、手数料については、北海道建設部手数料条例に準拠し定めております。

次のページの議5-5をお開き願います。新旧対照表になります。下線を引いてある部分が改正の箇所となっております。概要といたしましては、長期優良住宅の認定対象として、これまでの新築、改築、増築の住宅のほか、このたび建築行為を伴わない住宅に対する認定が加わり、認定における住宅戸数区分の細分化と登録住宅性能評価機関の活用による認定手続きの変更に伴う、認定手数料の改定部分を右側の改正後の表に記載しております。

議5-3のページをお開き願います。附則でございます。この条例は、令和4年10月1日から施行するものであります。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第6号 白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 議6-1をお開きください。議案第6号でございます。白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議6-2をお開きください。議案説明でございます。令和2年に策定した2020経営改善計画において、町立病院では将来の入院需要を鑑み、急性期医療を経過した患者や在宅等で療養している患者の受け入れを行い、在宅復帰支援への一助を果たす地域包括ケア病床の運営を目標としております。そのため、地域包括ケア病床の運営要件を満たすべく、現在の病院施設から検討した結果、一般病床合計10床をリハビリテーション室に転換しなければならないことから、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページでございます。資料1ページ目の地域包括ケア病床の転換についてであります。導入時期は、令和4年10月1日を予定しており、診療報酬上の届出における算定基準は地域包括ケア病床、入院管理料2を取得予定としております。この地域包括ケア病床、入院管理料2と同時に取得予定の疾患別リハビリテーション届出の要件として、リハビリテーション室の所要面積について100平方メートル確保が条件となっております。

次の資料2ページ目を御覧ください。現在の町立病院の1階の平面図でございます。右下にある機能訓練室が現在のリハビリテーション室に該当します。面積が51.7平方メートルとなっており、100平方メートルに足りない状況となっております。

次の資料3ページ目を御覧ください。現在の町立病院の3階と2階の平面図でございます。まず、上段の3階の平面図でございますが、右側の300号室、29.7平方メートル、病床4床について今回リハビリテーション室に転換いたします。次に下段の2階の平面図でございます。左側の218号室、29.7平方メートル、病床6床について、3階300号室とともに今回リハビリテーション室に転換し、1階のリハビリテーション室の面積と合わせて、合計111.1平方メートルとし、100平方メートル確保の条件をクリアするものでございます。また、2階と3階の転換病床を合わせた計10床を減床するものでございます。

議6-1にお戻りください。附則でございます。この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第7号 白老町役場出張所条例を廃止する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議7-1をお開きください。議案第7号であります。白老町役場出張所条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

議7-2をお開きください。最初に議案説明であります。白老町役場出張所条例の廃止について。役場出張所の利用者が減少し、町内4郵便局において行政事務の包括委託業務やコンビニ納付、クレジットカード納付の開始、オンライン申請の推進等により、今後さらなる利用者数の減少が見込まれることや施設の維持管理費が増加していることに伴い、行財政改革の一環として令和5年3月31日をもって萩野、竹浦、虎杖浜の出張所を閉鎖することから、本条例を廃止するものであります。

議7-1にお戻りください。附則です。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で議案の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第8号 白老駅北観光商業ゾーンの指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） それでは、議8-1をお開きください。議案第8号でございます。白老駅北観光商業ゾーンの指定管理者の指定について説明いたします。本件については、白老駅北観光商業ゾーンの指定管理期間が本年11月30日で終了となることから、令和4年12月1日以降の指定管理者の指定について提案するものでございます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、名称、白老駅北観光商業ゾーン、所在地、白老郡白老町若草町1丁目1番21号。

2、指定管理者の名称及び所在地につきましては、名称・代表者、一般社団法人白老観光協会会長、福田茂穂、所在地、白老郡白老町若草町1丁目1番21号。

3、指定の期間は、令和4年12月1日から令和9年3月31日までの4年4か月間。

次のページをお開きください。議案説明でございます。白老駅北観光商業ゾーンの指定管理者として、一般社団法人白老観光協会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本件、指定管理者の候補者の選定については、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める規定に基づき、当該施設が本町の観光政策を推進する重要な施設であることから非公募により行い、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において、施設の設置目的の達成及び管理経費の縮減という制度導入の目的を前提に、当該法人を指定管理者の候補者としてふさわしいか検討したところ、事業計画に示す内容が同条例第4条第1項各号のいずれにも該当する団体であると認め、指定管理者の候補者としたものであります。

次のページに参考資料としまして、一般社団法人白老観光協会の概要を添付しておりますが、説明については省略させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 白老駅北観光商業ゾーンの指定管理者の指定については別に問題があるわけではないのですが、添付していただいた概要ですけれども、会長の名前は分かるのですが、それ以下の役員の方々、会員数が約170名ということなので、どういう方々が団体に入っているのか、それを添付していただけるかどうか伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 名簿でよろしいでしょうか。非公表にはなってございませんので、後ほど資料として提出させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

日程第11、議案第10号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

この議案2件は人事案件であることから、議会運営基準の規定に基づき審議する当日に配付される議案であります。よって、本日の議案説明会においては議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知願います。

日程第12、認定第1号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。認定第2号 令和3年度白老町水道事業会計決算認定について。認定第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。認定第4号 令和3年度白老町下水道事業会計決算認定について。報告第2号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。報告第3号 令和3年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。報告第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。報告第5号 令和3年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。この8議案は、決算審査特別委員会で審議することになっております。例年においても、議案の提案のみで特に議案説明されるものではありません。よって、本日の議案説明会においては議案説明を省略するものいたしますのでご承知願います。なお、各会計決算の概要が作成されておりますので、ここで令和3年度各会計決算の概要の資料について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） それでは令和3年度各会計の決算の概要ということで、お手元の資料、各会計決算の概要を御覧いただきたいと思えます。

まず1ページ、2ページにつきましては、本年度と前年度の比較でございます。一般会計及び特別会計の歳入歳出差し引き額と、実質収支等の数値を記載してございます。一般会計の実質収支は、前年度より1,393万3,000円増の3億893万7,000円となっております。

続きまして、3ページをお開きください。企業会計の収支を前年度と比較した数値でございます。この中で病院会計につきましては、累積欠損金が前年度より536万7,000円減の10億4,062万5,000円となっております。

次に4ページをお開きください。町税の状況でございます。町税の状況でございますが、総額は、前年度より1億2,043万1,000円増の24億8,183万3,000円となっております。

続きまして5ページをお開きください。健全化判断比率の速報値ということで資料に記載を

してございます。こちらは健全化判断比率の過去5年間の状況をお示ししているところでございます。令和3年度の健全化判断比率、実質公債費比率は前年度比較で1.2ポイント減の12.1%、将来負担比率は前年度比10.3ポイント減の21.4%でございます。また、本年度病院事業会計においては、健全化法上の資金不足比率3.8%となっております。

最後に6ページのグラフでございます。上段は一般会計の起債残高の推移で、令和3年度は起債残高約90億1,400万円、前年度比で約3億円の減となっております。基金残高につきましては、合計で27億100万円、前年度比で約5億1,700万円の増となっております。

○議長（松田謙吾君） 資料の説明が終わりました。

これより各会計決算の概要の資料に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって各会計決算の概要の資料説明を終わります。

日程第13、報告第6号 令和3年度白老町財政の健全化判断比率についての議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 報告第6号になります。報6-1をお開きください。令和3年度白老町財政の健全化判断比率についてでございます。令和3年度決算の結果、記載のとおり実質赤字比率は発生しておりません。連結実質赤字比率につきましても発生しておりません。実質公債費比率12.1%、先ほども説明いたしました、前年度比で1.2ポイントの減となっております。将来負担比率21.4%、前年度比で10.3ポイントの減となっております。

説明については以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 実質公債費比率と将来負担比率、後で結構ですから全道的に、全国的に一体どの程度の順位にあるのか、その辺もし分かれば教えていただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 今、令和3年度の判断比率ということで説明をさせていただきました。それで、これは全国的に今の時点としては速報値で、これから定例会9月会議の中で監査委員の方の審査を受けて正式にという状況になりますので、現在といたしましては、あくまでも令和2年度の全道的なあて込みと言いますか、ですから令和2年度において本町の3年度の実質公債費比率が12.1%になったときはどのぐらいの位置にあるかの資料ということで提出をさせていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号の議案説明を終わります。

日程第14、報告第7号 令和3年度白老町公営企業の資金不足比率についての議案説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 報告第7号でございます。報7-1をお開きください。令和3年度白老町公営企業の資金不足比率についてでございます。

各会計の令和3年度決算処理が終了しておりまして、記載のとおり国民健康保険病院事業会計を除く水道事業会計、下水道事業会計、港湾機能施設整備事業特別会計は、資金不足比率は発生してございません。

なお、国民健康保険病院事業会計の資金不足比率は3.8%でございます。

説明は以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号の議案説明を終わります。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、定例会9月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもちまして、議案説明会を終了いたします。

（午前11時08分）